

令和元年（2019年）8月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会  
第2回定例会会議録

8月23日（金）

午前10時04分 開会

午後0時37分 閉会



(午前10時04分 開会)

**○議長(比嘉武宏)**

これより令和元年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

**○議長(比嘉武宏)**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において24番、金城悟議員、そして1番の箕底用一議員を指名いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月23日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、会期は8月23日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程のとおりでございます。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第3、議長諸般の報告から行います。

4番、運天貴也議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、平成31年2月22日をもって、豊見城市選挙区の大城敬理議員が任期満了となり、同選挙区から瀬長恒雄議員が当選されました。

次に、平成31年3月31日付、今帰仁村・本部町選挙区選出の吉田清尊議員の辞職により、同選挙区から小橋川健議員が当選されました。

次に、平成31年3月31日付、恩納村・宜野座村・金武町選挙区選出の真栄田絵真議員の辞職により、同選挙区から前田健次議員が当選されております。

今回、新たに当選されました瀬長恒雄議員、小

橋川健議員、前田健次議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定いたします。

小橋川健議員を3番に、瀬長恒雄議員を6番に、そして前田健次議員を18番に指定します。指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりでございます。

次に、7月26日付で沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。あわせて、平成30年度一般会計及び特別会計の主要施策の成果の説明も執行部より提出されております。議案書の99ページより添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

また、監査委員より、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告書及び平成30年12月分から令和元年6月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。議案書の153ページより写しを添付しておりますので、後ほどご確認ください。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻、議題といたします。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

皆さん、おはようございます。

また、このたび新たに議員に当選されました皆様につきましては、今後とも当議会へのご協力をよろしくお願い申し上げます。連合長を授かっております、地元うるま市の島袋俊夫と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、令和元年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

前回の議会が今年2月8日に開催されておりますので、その日以降、今日までの高齢者医療行政につきまして概要をご報告申し上げます。

まず、平成29年2月定例会で、議案提出し可決されました、「診療報酬返還等請求、訴えの提起」

については、今年の1月15日に那覇地方裁判所において、当方の主張が全面的に認められました。相手方が判決を不服として、1月25日に控訴したところであり、その後の控訴審の経緯を見守っているところでございます。

次に、4月1日に、定期人事異動がございました。構成市町村から10名の新規職員を迎え入れ、また新たな体制で平成31年度をスタートさせております。

次に、5月14日に、九州連合長会議が宮崎県都城市において開催され、九州地区としての厚生労働大臣への要望事項等について協議がなされました。

次に、6月12日に、全国後期高齢者医療広域連合長会議が東京で開催されました。九州地区をはじめ、全国各地の協議会から出された要望事項は、一、制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、定率国庫負担割合の増加や財政支援の拡充を講じること。

一、保険料の軽減特例の見直しについて、年金生活者支援給付金の支給を受けられない方への国による救済措置を図ること。

一、後期高齢者の一部負担金のあり方については、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保の観点から、現状維持を基本として検討をしていくこと。

などの8項目について取りまとめ、全国広域連合長より大口善徳厚生労働副大臣へ、厚生労働大臣宛て要望書が手交されました。

次に、6月から当広域連合の指定金融機関が、輪番制により沖縄銀行石川支店から琉球銀行石川支店に変わりました。今後2年間、広域連合の公金の収納・支払い業務等を担当いたします。

最後に、平成30年度の決算状況についてですが、保険料の収納率につきましては、平成30年度は99.05%となっております。

医療費総額としては、平均被保険者数が1.8%増加したことなどにより、平成29年度と比較し約43億円伸びております。高齢者の1人当たりの医療費は1.14%の増加となっております。

これは、平成30年度に実施をされた診療報酬改定により、診療報酬本体が引き上げられたことに

より、入院医療費、外来医療費が増加したことが要因と考えられております。

このような状況でございますが、平成30年度特別会計の実質収支としては、今年度も黒字を確保しております。

今後もより一層気を引きしめ、この後期高齢者医療制度の安定的な運営のために努力をしてまいりたいと思っております。議員の皆様にもご理解のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思いません。

本日の定例会には、同意議案1件、認定2件、補正予算2件、合計5件の議案を提出しております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げ、行政報告といたします。

#### ○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙について、を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

#### ○議長(比嘉武宏)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

#### ○議長(比嘉武宏)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員を指名します。

選挙管理委員に、糸満市の山川國正君、宜野湾市の喜瀬昭夫君、中城村の西波照間達也君、本部町の我部政寿君、以上の方を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を

選挙管理委員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山川國正区、喜瀬昭夫君、西波照間達也君、我部政寿君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、日程第6、沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙について、を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、糸満市の慶留間清栄君、宜野湾市の宮城眞光君、中城村の仲眞勝治君、本部町の高良和信君、以上の方を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員補充員の当選人として定め、補充員の順序につきましても、ただいま申し上げた順序にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました慶留間清栄君、宮城眞光君、仲眞勝治君、高良和信君、以上

の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

続きまして、日程第7、同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の監査委員に下記の者を選任したいので、沖縄県高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

氏名 原田泰人。

令和元年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、履歴書を別に添付してございますので、ご参照の上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長(比嘉武宏)**

3ページのほうに履歴書が載っております。

ただいま連合長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第8、認定第1号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

認定第1号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和元年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

#### ○事務局長(野原健一)

おはようございます。事務局長の野原と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、認定第1号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明させていただきます。

認定第1号は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算を、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付し、あわせて、同条第5項の規定により、平成30年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

別紙といたしまして、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要をまとめました参考資料を配付しております。予算科目の説明と、前年度決算額との比較資料になっておりますので、決算書とあわせてご参照ください。

議案書の、8ページ、9ページをお開きください。

一般会計決算総括における収支実績は、予算現額2億9,240万1,000円に対しまして、収入済額は2億9,241万2,320円で、支出済額は2億6,086万745円です。

収入済額と支出済額の比較は3,155万1,575円となっております。

初めに、一般会計の歳入決算執行状況について、ご説明いたします。歳入決算事項別明細書、18ページ、19ページをお開きください。参考資料では1ページ目になります。

1款分担金及び負担金市町村負担の共通経費の歳入科目となっております。

調定額、収入済額ともに2億6,200万円です。

2款、国庫支出金、費目存置で収入はございません。

3款、県支出金、費目存置で収入はございません。

4款、財産収入、調定額、収入済額ともに2万円。公用車の処分による売払い収入となっております。

5款、繰越金、平成29年度の収支残高の剰余金額を繰り越しています。調定額、収入済額ともに3,038万6,962円です。

6款、諸収入、預金利子及び雑入の歳入科目となっております。調定額、収入済額ともに5,358円です。

20ページ、21ページをお開きください。

一般会計歳入決算合計は、調定額、収入済額ともに同額の2億9,241万2,320円でした。前年度と比較して1款の歳入額が増えていますが、これは平成29年度の予算作成時に、歳出見込額と合わせて市町村からの負担金を増額させていただいたためです。

予算現額に対する収納率は100%で、調定額に対する収納率も100%です。

不納欠損額及び収入未済額についてはございません。

一般会計歳出決算執行状況について、ご説明いたします。歳出決算事項別明細書の24ページ、25ページをお開きください。参考資料では2ページ目になります。

1款、議会費、予算現額408万2,000円に対しまして支出済額は266万2,945円です。

不用額は141万9,055円、9節旅費の83万9,480円と、13節、委託料の47万3,860円が主な不用額となっております。

2款、総務費、予算現額2億8,558万7,000円に対しまして、支出済額は2億5,819万7,800円です。

前年度と比較しての増額は、人事異動に係る給与や手当、共済費等の部分となっております。これは3年ごとに入れかわる広域連合への派遣職員の給与等を多めに計上したためでございます。

不用額は2,738万9,200円で、2節の給料659万5,429円と3節の職員手当957万4,556円です。

4節の共済費255万2,375円が主な不用額となっております。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

3款、公債費、費目存置で支出はございません。

4款、予備費、予算現額273万1,000円で、支出

及び流用・充用はございません。

一般会計歳出決算合計は、予算現額 2 億 9,240 万 1,000 円に対しまして、支出済額 2 億 6,086 万 745 円です。

不用額は 3,154 万 255 円。このうち主な不用額は 2 款、総務費の 2,738 万 9,200 円と、4 款、予備費の 273 万 1,000 円です。

予算の執行率は 89.21%、歳入歳出差引額は 3,155 万 1,575 円となっております。翌年度への繰越明許費や事故繰越し等はありません。

その他、付属調書といたしまして、34 ページ以降に実質収支に関する調書と、それから財産に関する調書を掲載しております。

また、89 ページより 98 ページには監査委員による決算審査意見書と、99 ページより一般会計主要施策の成果説明を掲載しております。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

質疑はないようですので、これをもって質疑を終結します。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第 9、認定第 2 号、平成 30 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

認定第 2 号、平成 30 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和元年 8 月 23 日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長(比嘉武宏)**

野原健一事務局長。

**○事務局長(野原健一)**

認定第 2 号、平成 30 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明させていただきます。

この認定第 2 号は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計の決算を、監査委員の審査意見を付して、議会の認定に付し、あわせて、同条第 5 項の規定により、平成 30 年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

特別会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。若干長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、議案書の 40 ページ、41 ページをお開きください。参考資料では 3 ページ以降となりますので、ご参照ください。

特別会計決算総括における収支実績は、予算現額 1,470 億 6,087 万 2,000 円に対しまして、収入済額は 1,470 億 686 万 4,622 円で、支出済額は 1,424 億 5,448 万 1,364 円です。

収入済額と支出済額の比較は 45 億 5,238 万 3,258 円となっております。

特別会計歳入決算執行状況についてご説明いたします。歳入決算事項別明細書の 50 ページ、51 ページをお開きください。

1 款、市町村支出金市町村拠出の事務費、療養給付費、市町村を通じて納付されます被保険者からの保険料及び低所得者等の保険料軽減分に係る県と市町村からの公費補てん分の歳入科目となっております。

調定額 248 億 5,961 万 8,791 円に対し、収入済額 246 億 6,153 万 4,413 円です。

不納欠損額は 1,041 万 4,099 円で、2 目の保険料負担金となっております。主に生活困窮及び被保険者死亡等の事由によるものです。

収入未済額は 2 億 1,292 万 965 円で、2 目の被保

険者保険料となっています。

内訳は、1節、現年度分保険料で1億6,217万1,633円と、2節、滞納繰越分保険料の5,074万9,322円です。

還付未済額の内訳は、2目1節、現年度分保険料の2,445万3,305円及び2目2節、滞納繰越分保険料の79万7,381円です。

2款、国庫支出金国負担分の療養給付費負担金や高額医療費負担金及び調整交付金や健康診査事業費等の補助金の歳入科目です。

調定額、収入済額ともに463億9,129万9,565円です。

前年度と比較して、9億4,388万112円の増額になっています。

52ページ、53ページをお開きください。

3款、県支出金県負担分の療養給付費負担金及び高額医療費負担金、それから、財政安定化基金交付金の費目存置としての歳入科目となっております。

調定額、収入済額ともに115億460万2,906円です。こちら、前年度と比較して4億2,883万4,080円の増額でした。

2項の財政安定化基金交付金は費目存置です。

54ページ、55ページをお開きください。

4款、支払基金交付金、国保や被用者保険などの現役世代が加入する医療保険からの支援金を受け入れます。

調定額、収入済額ともに586億5,863万8,000円です。こちらは12億4,200万3,000円の増額です。

5款、特別高額医療費共同事業交付金、県内において著しく高額な医療費が発生した場合、その費用を全国の広域連合で支え合う制度です。国民健康保険中央会に負担金を拠出し、発生分に応じて国民健康保険中央会より交付されます。

調定額、収入済額ともに4,823万9,712円です。

6款、財産収入、保険給付費等準備基金の決算及び定期利息の歳入科目です。

調定額、収入済額ともに41万7,039円です。

7款、寄附金、費目存置で収入はございません。

8款、繰入金、保険給付費等準備基金からの繰入金となっています。

調定額、収入済額ともに10億2,288万5,000円で

す。

9款、繰越金、平成29年度の収支差引残高の剰余金額となっています。

調定額、収入済額ともに45億6,193万9,591円でした。こちらの剰余金は、歳出8款の国・県や市町村及び支払基金への償還金に充てられた後、6款の基金積立金と9款の予備費に充てられています。

56ページ、57ページをお開きください。

10款、諸収入、被保険者からの延滞金や返納金並びに第三者納付金及び預金利息等となっています。

調定額2億2,439万4,162円に対しまして、収入済額1億5,730万8,396円です。

不納欠損額は3項5目返納金の16万2,491円です。

収入未済額は6,692万3,275円で、内訳は3項4目の第三者納付金の4,516万4,469円と、3項5目の返納金の2,175万8,806円でございます。

58ページ、59ページをお開きください。

特別会計歳入決算合計は、調定額1,472億7,203万4,766円、収入済額は1,470億686万4,622円、歳入決算全体での増額のうち、1款の市町村支出金5億5,670万6,266円、2.31%増。

2款の国庫支出金9億4,388万112円、2.08%増。

3款、県支出金4億2,883万4,080円、3.87%増。

4款、支払基金交付金12億4,200万3,000円、2.16%増等が主なものでございます。

対しまして、減額のうち金額が大きなのは9款の繰越金で10億6,859万6,025円、18.98%と、10款の諸収入で2,812万1,946円、15.17%の減額となっております。

不納欠損額は1,057万6,590円で滞納繰越分保険料が大きく、理由は生活困窮及び被保険者死亡によるものが主となっております。

収入未済額については2億7,984万4,240円で、内訳としまして1款の被保険者保険料2億1,292万965円、10款3項4目の第三者納付金で4,516万4,469円、5目の被保険者からの返納金2,175万,8,806円となっています。

予算現額に対する収入率は99.96%、調定額に対する収納率は99.82%となっております。



続きまして、特別会計歳出決算についてご説明いたします。歳出決算事項別明細書62ページ、63ページをお開きください。参考資料は5ページからとなっています。

1款、総務費、予算現額5億3,407万4,000円に対し、支出済額は4億9,377万1,558円、不用額は4,030万2,442円で、1項1目13節、委託料の2,088万1,224円、12節、役務費の954万2,859円が主な不用額です。

68ページ、69ページをお開きください。

2款、保険給付費、国保連合会を經由して保険医療機関等への療養給付費、また、被保険者への高額療養給付費等となっています。

予算現額1,414億5,337万9,000円に対しまして、支出済額は1,379億3,490万781円で、不用額は35億1,847万8,219円です。

主な不用額は、1項1目の療養給付費で25億331万862円、2款、保険給付費全体の執行率は97.51%となっております。

72ページ、73ページをお開きください。

3款、県財政安定化基金拠出金、保険料収納率が予定していたよりも著しく低くなった場合や想定以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足を補うため、県に設置された基金への拠出金となっています。

平成29年度と平成30年度につきましては、沖縄県との調整の中で積み上げ保留とすることとなり、費目存置となっております。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金、歳入の5款にあります特別高額医療費共同事業交付金に対する事業費と事務費の拠出金で、国民健康保険中央会において算出されます。

予算現額6,897万円に対しまして、支出済額は6,276万5,698円です。

不用額は620万4,302円です。

5款、保健事業費、被保険者の健康診査及び健康増進事業に要した費用となっています。

予算現額4億1,578万5,000円に対しまして、支出済額は3億8,624万6,120円です。

不用額は2,953万8,880円です。

主な不用額としては、委託料1,368万4,722円です。

76ページ、77ページをお開きください。

6款、基金積立金、保険給付費等準備基金への積立金となっています。

保険給付費等準備基金とは、想定以上の保険の給付を要する事態になったときに、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、当該不足額を補填するための財源として設置されているものです。

予算現額8億5,054万7,000円に対しまして、支出済額は8億5,041万7,039円です。

毎年、前年度の剰余金を歳入9款で繰越金として受け入れ、歳出8款の償還金を除いた額の2分の1以上を積み立てています。

7款、公債費、費目存置で支出はありません。

8款、諸支出金、国・県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等となっております。

予算現額27億9,523万3,000円に対しまして、支出済額は27億2,638万168円です。

対前年度比で7億567万7,579円、20.56%の減。

8款全体の不用額は6,885万2,832円となっています。

78ページ、79ページをお開きください。

9款、予備費、予算現額9億4,288万2,000円で、支出はございませんが、充用額は96万円。

充用の内訳は、総務一般管理費63万6,000円と償還金及び還付加算金32万4,000円です。

80ページ、81ページをお開きください。

特別会計歳出決算合計は、予算現額1,470億6,087万2,000円に対しまして、支出済額は1,424億5,448万1,364円です。

前年度比25億2,772万527円、1.81%増となっています。

主な増減は、2款、保険給付費34億4,682万6,667円、2.56%の増。

6款、基金積立金2億5,013万2,312円、22.73%の減。

8款、諸支出金7億567万7,579円、20.56%の減となっています。

翌年度への繰越明許費や事故繰越し等はございません。

不用額は46億639万636円となつていまして、2款、保険給付費の35億1,847万8,219円、及び9款、

予備費の9億,4,288万2,000円が主なものとなっております。

予算現額に対する執行率は96.87%となっております。

その他の付属調書といたしまして、84ページは歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支に関する調書となっております。

表の5の実質収支額ですが、45億5,238万3,258円となっております。

右側の85ページに、財産に関する調書を提出しております。

その他、決算審査の際に提出いたしました基金の運用状況に関する調書を添付いたしました。

89ページからは監査委員の決算審査意見書、99ページから特別会計主要施策の成果説明を掲載しております。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

#### ○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

#### ○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第10、議案第7号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

#### ○連合長(島袋俊夫)

議案第7号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ

れ3,155万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,956万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

#### ○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

#### ○事務局長(野原健一)

議案第7号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

議案第7号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の112ページ、113ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出とも補正前の額2億6,801万5,000円に3,155万1,000円を増額し、総額2億9,956万6,000円とするものです。

主な内容については、事項別明細書によりご説明いたします。

122ページ、123ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

5款1項1目、繰越金3,155万1,000円を増額し、補正後の額を3,155万2,000円といたします。

こちらは、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定の中で説明のありました、歳入歳出差引額を令和元年度一般会計において前年度繰越金として増額補正を行うものです。

124ページ、125ページをお開きください。

歳出でございます。

2款、総務費1項総務管理費1目一般管理費に3,155万1,000円を増額し、補正後の額を2億9,418万7,000円とします。

こちらの補正額3,155万1,000円につきましては、歳入の前年度繰越金が構成市町村からの負担金であることから、負担割合に応じて構成市町村へ償還金として支出するための補正でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第11、議案第8号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

議案第8号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46億1,503万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,505億233万3,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

**○議長(比嘉武宏)**

野原健一事務局長。

**○事務局長(野原健一)**

議案第8号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。議案書は127ページからになります。

す。

130ページ、131ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額1,458億8,729万7,000円に46億1,503万6,000円を増額し、1,505億233万3,000円とするものでございます。

主な内容について、事項別明細書によりご説明いたします。140ページ、141ページをお開きください。

歳入でございます。

1款、市町村支出金、1項、市町村負担金、3目、療養給付費負担金、4,968万1,000円を増額し、111億6,297万7,000円といたします。

こちらは、平成30年度の医療費の実績に基づき、追加での負担を求めるものでございます。

2款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、医療費適正化等推進事業費補助金、1,297万3,000円を増額し、2,446万5,000円といたします。

こちらは、広域連合が市町村へ医療費適正化等推進事業費補助金として交付する事業に対して補助されるものです。

9款、繰越金、45億5,238万2,000円増額し、45億5,238万3,000円といたします。

こちらは、平成30年度特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を、令和元年度特別会計において前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

142ページ、143ページをお開きください。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、6,363万9,000円を増額し、6億1,576万6,000円といたします。

こちらは、平成30年度市町村共通経費の清算による償還金が主な内容となっております。

144ページ、145ページをお開きください。

5款、保健事業費、1項、健康保持増進事業、1目、健康診査費、102万円を増額し、4億4,074万6,000円といたします。

次に、5款1項2目、その他健康保持増進費、1,297万3,000円を増額し、5,176万9,000円といたします。

こちらは、医療費適正化等推進事業費補助金と

して市町村へ交付するものでございます。

146ページ、147ページをお開きください。

6款1項1目、保険給付費等準備基金積立金は、15億円増額し、15億46万4,000円といたします。

こちらは、前年度繰越金のうち、国・県・市町村及び支払基金へ精算金を償還した残高について、2分の1以上を基金に積み立てることとなっているため、保険給付費等準備基金へ積み立てるものでございます。

148ページ、149ページをお開きください。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金、27億1,754万3,000円を増額し、27億1,754万5,000円といたします。

こちらは、前年度繰越金より国・県・市町村及び支払基金への清算による償還金です。

150ページ、151ページをお開きください。

9款1項1目、予備費、3億1,986万1,000円増額し、3億2,288万1,000円といたします。

こちらは、前年度繰越金から清算による償還を行い、その2分の1以上を基金へ積み、残った部分を不測の事態に備え予備費として計上するものです。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願います。

#### ○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

#### ○議長(比嘉武宏)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

休憩いたします。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時15分 再開)

#### ○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、日程第12、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となつ

ております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

金城悟議員、登壇願います。

#### ○金城悟議員

皆さんは、こんにちは。私は糸満市選出議員の金城悟と申します。

実は、去年、後期高齢の歯科健診事業が行われましたけれども、今年度もこの歯科健診事業が実施されます。それに基づいて一般質問したいと思いますので、皆さんもよろしく願います。

1.平成30年度と令和元年度の後期高齢者歯科健診事業について問う。

(1)平成30年度事業対象は6市町村の受診対象者数9,098名に対し500名の定員で、受診者数は194名であったが、対象者にはどのように案内したか。

(2)令和元年度の対象市町村を問う。

(3)受診対象者数を問う。

(4)受診者の定員を問う。

(5)今年度の実施期間を問う。

以上で演壇は終わりました。再質問は自席にて行います。

#### ○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

#### ○事業課長(大城孝良)

それでは、金城悟議員の質問1.平成30年度と令和元年度の後期高齢者歯科健診事業について。

(1)平成30年度事業対象6市町村の受診対象者にはどのように案内しましたか、についてお答えします。

沖縄県後期高齢者歯科健診事業は、「口腔の健康を維持することにより、高齢者の生き生きライフを支え、クオリティ・オブ・ライフの向上を図り、健康寿命の延伸を目的に、平成28年度から実施しております。

平成30年度は名護市、沖縄市、宜野湾市、糸満市、南城市、豊見城市在住の75歳から79歳までの被保険者で、過去1年間に歯科受診をされていない方8,098名を対象に、定員500名で実施しました。受診者数は194名となっております。

議員ご質問の対象者への案内方法については、受診案内の通知文と受診券、それから受診可能な歯科医院名簿を封書にて送付しております。

次に、(2)令和元年度対象市町村を問う、についてお答えいたします。

歯科健診事業は、平成28年度からパイロット的に実施しており、未実施の市町村を中心に段階的に行っています。

将来的には県内全市町村での実施を目指していますが、令和元年度は、委託先であります沖縄県歯科医師会とも協議の上、宮古島市、名護市、うるま市、糸満市、恩納村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町の15市町村で実施いたします。

続いて、(3)受診対象者数を問う、についてお答えいたします。

15市町村の75歳から79歳までの被保険者で、今年度は受診経験にかかわらず、対象者全員の1万8,356名を対象としております。

次に、(4)受診者の定員を問う、についてお答えいたします。

令和元年度の受診者の定員は600名となっております。

次に、(5)今年度の実施期間を問う、についてお答えいたします。

令和元年8月1日から12月末日の約5カ月間となっております。

#### ○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

#### ○金城悟議員

課長、どうも答弁ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

先ほど昨年度が8,098名に対して194名の受診率ですけれども、そういった形で定員500名、せっかくこういう形で枠を500名ということをしっているのですけれども、その数に到底足りていません。

要するに、今後受診率が上がるよう、案内と同時に対象市町村においても、ホームページや広報誌を用いて受診を呼びかけるよう連携する必要があると思いますが、どう考えていますか。お願い

します。

#### ○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

#### ○事業課長(大城孝良)

金城悟議員の再質問(1)今後は受診率が上がるよう、案内と同時に、対象市町村においてもホームページや広報誌を用いて受診を呼びかけるよう連携する必要があると思いますが、どう考えますか、についてお答えいたします。

今年度の後期高齢者歯科健診実施に際して、昨年度の課題を踏まえ、実施前の7月初旬に対象市町村宛てに広報誌への掲載依頼など周知協力依頼や市町村張り出し用チラシを送付し、加えて健診開始後の8月初旬にも再度、市町村広報誌への掲載依頼を送付したところでございます。

#### ○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

#### ○金城悟議員

ありがとうございました。

送付はいいのですが、国民健康保険課の窓口がなかなか沖縄県後期高齢者医療広域連合の皆様方とかなり連携がとれていないような状態なのです。いかに連携をとるかは、やっぱり窓口が一番市民との接点がありますから、接点のある窓口から皆さんも本当は声を聞いてほしいです。

要は、窓口でこういう形で送ったということ自体がわからないんですね。どなたに送ったかも全然知らないし。個人情報的なプライバシーの問題もあるのですけれども。我々はまた市町村の議員でもあるし、その議員がやっぱり窓口との会話を重視してほしいと思うんですよ、皆さんも。

こういう本当に親睦的な会話が、私としては不足していると思いますので、皆さんも本当に各市町村の窓口の担当と担当同士といかに会話するか。やっぱり増やさないといけませんよ。

せっかく定数の枠はあるのですけれども、その枠内にも受診者に通知が届いたか届いてないかわからないのですけれども、この通知を見て受け取ったこういった75歳から79歳の高齢者としては、ただ、通知が来たから何なのということしか思わないですよ。

要は、受け取ったら各市町村の窓口からそうい

う方々に通知しています。さらに窓口から通知書を受け取ったところに再度アプローチをすることで、私は受診対象者数が確実に医療のもとに健診に行くと思うのですよ。

そういう形で、私としては窓口とのコミュニケーションをとってもらいたいのですよ。どうですか。とってほしいですけど、いかがですか。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

ただいまの金城悟議員の再質問にお答えいたします。

市町村に対象者リスト等も提供して案内をかける方法については可能かという内容かと思えますけれども、今、議員提案のそういった市町村へのリストの提供については、個人情報保護の意味からも慎重に取り扱う必要があると考えております。

それから、市町村の負担も考慮した上で、今後は連携を深めながら進めていきたいと考えております。

**○議長(比嘉武宏)**

金城悟議員。

**○金城悟議員**

課長、ありがとうございます。どうしても必要ですよ。お願いします。

先ほど私も質問していますけれども、500名を下回る結果ということは、去年の課題として、皆さんから資料をもらっているんですけども、受診目標の500名を大幅に下回った平成30年度においては、過去1年間に歯科受診された方を対象者より外したことが原因の1つと考える。

対象市の増加により、歯科医師会での説明会に時間を要した。周知不足により受診券を持参されない方の来院があったということなのですけども、私としては課題、この県医師会との調整はどのような形でなさっていますか。お聞きしたいのですけど。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

金城悟議員の再質問にお答えいたします。

前年度の課題を踏まえ、今回の事業の周知方法

や対象者の設定方法について、県医師会との調整はどのように行ったかということでございますが、先ほど答弁でもお答えいたしましたとおり、周知方法については、対象市町村のほうにホームページや広報誌掲載依頼などを行っております。

また、県歯科医師会との協議において、昨年度受診対象者から外しておりました過去1年間に歯科受診をされた方も今年度は対象者に加え、定員も100名増加して600名に増員しております。

また、離島地域でも実施することとしまして、今回は宮古島市を対象に加えることなどを調整しております。

**○議長(比嘉武宏)**

金城悟議員。

**○金城悟議員**

先ほどの答弁でも全市町村にいつかはやらないといけないという答弁ももらったのですけれども、本当に30年度から6市町村だったのですけれども、今年度は15市町村の枠まで広げる。1つの成果だと思うのですけれども、先ほど課長から答弁があったんですけども、今後は全市町村に。

せっかく自治体も後期高齢者に分担金として出しているわけですから、そういった分担金の思いもありますから、せっかく自治体、今回の議員はみんな代表で来ているわけですから、各市町村のもとで高齢者のそういった健診に取り組むよう、心がけてほしいと思います。ありがとうございます。

平成30年度の市町村の対象者が少ないということですけども、最初の答弁でもあったのですけど、500名に対して194名が受診したということなのですけども、せっかく500名の枠内で194名、残りの306名の方々は結局受診できない。そういったせっかく予算は取っているのですけれども、この予算はどこにいきますか。伺います。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

金城悟議員の再質問にお答えいたします。

定員500名に対しまして実績が194名の受診ということで、残りの306名分の予算はどのように扱われているかということについて、お答えいたしま

す。

定員に届かなかった残りの人員分の予算については、未執行のため不用額として処理している状況でございます。

**○議長(比嘉武宏)**

金城悟議員。

**○金城悟議員**

せっかく予算執行しているのですから、この500名分の金額をうまく活用してほしいと思います。

今年度の600名分の予算を執行されますよね。今答弁があったように、500名のうち194名が受診して、残り306名が受診できなかった。

今年度は600名に対して、いかにこの600名の方に、最初に質問していますけれども、いかにして通知を受け取った高齢者に対して、600名の枠を確実に私は活用してほしいと思いますよ。今後の課題だと思いますので、今後継続してなされると思うのですけれども、この予算を執行したからにはうまく活用させないことにはもったいないと思いますので、うまく活用してほしいと思います。

最後ですけれども、実施期間が今回、去年同様8月から12月の5カ月間の受診期間ですけれども、私としてはこの受診期間が、先ほどから言っているのはコミュニケーションが足りないということを上申しているのですけれども、この8月から12月の5カ月間の間に、8月に封書は送ったということをお話しているのですけれども、封書を送って今言ったように手元に届いて、その期間ですね。私としては、封書で送っているのはわかりますけれども、いかにして封書を受け取ってこの方が、多分年齢が年齢ですから、なかなか確実に受診できるという確約はできないと思うんです。

要は、執行機関を実施期間の5カ月間を何とか少しでもいいのですけれども、延ばせることはできるかどうか伺います。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

金城悟議員の再質問にお答えいたします。

8月から12月の5カ月間の受診期限ですが、実施期間を長くすることは可能ですか、ということについてお答えいたします。

実施期間につきましては、今年度も8月から12月の5カ月間を予定しておりますが、今回対象者を1万8,356名としていることもあり、期間内で完了するものと考えております。

現在のところ、延長について考えてはおりませんけれども、11月末の状況により、定員より下回った状況等があれば、期間の延長も含め対応したいと考えております。

**○議長(比嘉武宏)**

金城悟議員。

**○金城悟議員**

ありがとうございました。

やっぱりこの期間を長くできるか、可能かは、今答弁があったように、11月の執行状況を見ながら、長くなるのをできるかどうかなんですけれども、そういうことであれば、私、先ほどからずっと冒頭から言っているのですけれども、この各自治体の健康保険課の窓口に対して、いかに周知して、この期限がありますから皆さんも再度アプローチできるような形をとれるかどうか、ちょっと聞いて終わらせてもらいます。最後の質問です。よろしくお願いします。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

金城悟議員の再質問にお答えいたします。

先ほども御説明いたしましたとおり、対象市町村のほうには7月の初旬、それから8月の初旬の2回に分けて今回課題事項ということで周知依頼をあげております。

もう一度、周知依頼をあげることは可能かということではございますけれども、今現在この事業が執行している中で状況を見ながら、やはり前年度のように下回る状況等が見受けられるのであれば、そのときに周知についても再度検討したいと考えています。

**○議長(比嘉武宏)**

これをもって、金城悟議員の一般質問を終わります。

次に、瀬長恒雄議員の一般質問を許します。

瀬長恒雄議員、ご登壇お願いします。

**○議長(瀬長恒雄)**

皆さん、こんにちは。豊見城市の瀬長恒雄です。

2月の市議選挙で初当選させていただき、今回、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の議員に選出されました。後期高齢者の皆さんの命と暮らし、健康を守る立場で頑張っていきたいと考えています。よろしくお願ひします。

では、一般質問通告に基づいて質問をいたします。

#### 1. 保険料について。

(1)世帯の総所得合計が、基礎控除額(33万円)を超えない加入者の人数とその加入割合、保険料の合計金額とその割合を質問します。

(2)保険料を普通徴収されている方の人数とその割合、保険料の合計金額とその割合を質問いたします。

(3)保険料滞納者の人数、滞納額、滞納している方の滞納理由を質問いたします。

(4)沖縄県における滞納処分(差し押さえ)件数と金額を質問いたします。

#### 2. 基礎控除について。

(1)基礎控除の意味について、なぜ基礎控除額が設定されているのかをしたいと思います。

(2)基礎控除額以下の所得の方に保険料を課税する根拠を質問いたします。

以上、残りは自席において質問いたします。よろしくお願ひします。

### ○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

### ○管理課長(富原守友)

おはようございます。管理課長の富原でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、瀬長議員のご質問にお答えいたします。

質問事項1. 保険料についての(1)世帯の総所得金額が基礎控除額(33万円)を超えない加入者の人数とその加入割合、保険料の合計金額とその割合についてお答えいたします。

令和元年6月22日現在、後期高齢者医療の被保険者のうち基礎控除額の33万円を超えない方の状況につきましては7万4,363人で、全被保険者に占める割合は49.9%。また、保険料の合計金額は約6億4,199万円で、全被保険者に占める割合は

6.1%となっております。

次に、(2)の保険料を普通徴収されている方の人数とその割合、保険料の合計金額とその割合につきましては、平成30年度の決算時の数字でお答えいたします。

平成30年度に普通徴収の対象となった方は、特別徴収と普通徴収の両方の対象であった併徴者を含めて4万6,842人で、全被保険者に占める割合は26.8%、また、保険料の合計額は約53億7,784万円で、保険料合計額に占める割合は53.2%でございます。

次に、(3)保険料滞納者の人数、滞納額、滞納している方の滞納理由についてお答えします。

滞納者数は、各年度で重複している方がいらっしゃいますので、延べ人数でお答えいたします。

令和元年6月1日現在の滞納者数は3,705人、滞納額は1億4,474万8,156円で、主な滞納理由は、被保険者の死亡や生活困窮、居所不明などとなっております。

次に、(4)沖縄県における滞納処分(差し押さえ)の件数と金額につきましては、平成30年度の実績として2市4町で26件の差し押さえを行っており、預貯金が8件、年金が12件、その他4件となっており、差し押さえの合計額は396万1,479円でございます。

次に、質問事項2. 基礎控除額について、(1)基礎控除額の意味について、なぜ基礎控除額が設定されているのかについてお答えします。

総所得金額などから差し引くことができる控除の1つに基礎控除額があります。

基礎控除額は、他の所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するものではなく、所得のあるすべての被保険者に対して一律に適用されるものです。

後期高齢者医療の保険料を計算する場合の基礎控除額は、地方税法第314条の2第2項の規定を用いており、所得の合計額から33万円を一律に控除し、所得割に係る保険料額を計算しております。

次に、(2)基礎控除以下の所得の人に保険料を徴収する根拠についてですが、後期高齢者医療の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律などの規定により、被保険者の負担能力に応じて賦課さ



れる応能分の所得割率と、等しく被保険者に賦課される応益分の均等割額から構成されています。

所得の合計額が33万円以下の被保険者については、所得割は賦課されませんが、均等割は賦課されることになります。

なお、所得が基礎控除額以下にかかわらず、低所得世帯に属する被保険者については、所得の状況に応じ均等割額の4万8,440円から、8.5割、8割、5割、2割を軽減する仕組みが設けられています。

**○議長(比嘉武宏)**

瀬長恒雄議員。

**○瀬長恒雄議員**

再質問いたします。

項目1の(4)差し押さえについてであります、先ほどの説明で、12名の方の年金の差し押さえがあると伺いましたが、年金は差し押さえができないことがあると思うのですが、その点どういう手続で差し押さえを行っているのか、お伺いいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

富原守友管理課長。

**○管理課長(富原守友)**

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

年金の差し押さえの禁止についての件でございますが、差し押さえする場合には、年金を直接差し押さえしているのではなく、年金が預金口座に入金された時点で、その預金を差し押さえしている状況がございます。

**○議長(比嘉武宏)**

瀬長恒雄議員。

**○瀬長恒雄議員**

では、次に進みます。

項目2の(1)基礎控除の意味についての説明をいただきましたが、基礎控除は税法上も最低この金額以下の所得の方には課税してはいけないということで、最低生活費という概念を用いるところがあります。

その基礎控除の意味についてですが、田中康男税務大学校研究部教育官の「所得控除の今日的意義」という論文の中で、「憲法13条では、『国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立

法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しています。

また、憲法第25条1項では、『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』とし、同条2項では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。』と規定しています。

この憲法13条と憲法25条の規定を税制に照らして考えると、公共の福祉を実現するためには国民の最低生活費を侵害しない税制を構築する必要があるということになる。この憲法第25条の規定の理念に基づき生活保護法の規定があり、同法3条ではこの法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとの規定が置かれている。

そして、生活保護法第12条以下には、困窮のため最低限度の生活を維持することはできない者に対して、生活扶助、教育扶助、住宅の扶助、医療扶助等を行う旨の規定を置いている。要するに、国は国民のこれら最低生活費を保障する義務があることになるところから、一方で最低生活費を侵害するような税制は憲法に違反することになると考えられる。」と指摘をしております。

この論文では、税制についての最低生活費について課税してはならないという最低生活費非課税の原則について述べておりますが、後期高齢者医療制度でも、その原則は適用されるべきだと考えます。

後期高齢者医療制度において、基礎控除、最低生活費以下の方の所得に保険料を課税することは、憲法違反の可能性のある制度になると私は考えますが、広域連合としてはどうお考えですか、お聞きいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

富原守友管理課長。

**○管理課長(富原守友)**

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

まず高齢者の医療の確保に関する法律第2条の基本理念において、「高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする。」とされております。

また、高齢者医療制度につきましては、公費や

現役世代の支援を受けながら被保険者ごとに保険料を負担し、医療給付を行う社会保険方式をとっているところでございます。

先ほども述べましたが、当制度では、所得が基礎控除額以下である33万円以下の方につきましては、所得割は該当しませんが、均等割は賦課の対象となるということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

瀬長恒雄議員。

**○瀬長恒雄議員**

今の質問では均等割がかかっているということなのですが、質問項目1の(1)でも答弁ありましたように、所得金額が基礎控除以下33万円を超えない加入者7万4,363人の方に課税をしている。その課税額が6億4,199万円課税されていると。

本当に低所得者にこのような重い負担をかけて、また滞納者の数も3,705名いると。やっぱりこの最低生活費には税金をかけかない。そういう方向で後期高齢者医療制度ももっていかないといけないというふうに考えていますが、国に対して、この基礎控除が最低生活費以下には税金をかけないような後期高齢者医療制度の改善、改定を求める考えはないか、お伺いいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

休憩いたします。

(午前11時51分 休憩)

(午前11時52分 再開)

**○議長(比嘉武宏)**

再開いたします。

富原守友管理課長。

**○管理課長(富原守友)**

それでは、瀬長議員の再質問にお答えいたします。

基礎控除額以下の方について、仮に保険料の支払いが困難という方が中にはいらっしゃると思います。そういった生活に困窮されている高齢者がいる場合には、現在、後期高齢者の制度のみで対応していくのは限界があるというふうに考えているところでございます。

ですから、適切な福祉サービス等につなげられるよう、窓口業務を担っている市町村とも連携し

ながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○議長(比嘉武宏)**

瀬長恒雄議員。

**○瀬長恒雄議員**

明確な答えが得られないのが残念ですが、これまでも軽減税率特例措置の継続を求める要請や恒久化を求める要請等を国にやってきていると思いますが、私が先ほど発言した内容ですね。基礎控除以下の所得の人に保険料を免除するような制度を、ぜひ九州の広域連合とか全国の協議会で審議していただいて、その方向で国にも要請していただきたい。

そのことを要望して、質問を終わります。以上です。

**○議長(比嘉武宏)**

これをもって瀬長恒雄議員の一般質問を終わります。

次に、前田千尋議員の一般質問を許します。

前田千尋議員、登壇をよろしくお願いいたします。

**○前田千尋議員**

ハイタイ、こんにちは。那覇市選出の前田千尋です。

発言通告に基づき、質問いたします。

まず初めに、後期高齢者医療制度における保険料について質問いたします。

(1)次年度の保険料改定が行われます。この保険料改定について、決して引き上げは許されません。見解を問います。

(2)県内の後期高齢者の置かれている経済状況について問います。

(3)保険料徴収の現状について。

①特別徴収の人数と割合について問います。

②普通徴収の人数と割合について問います。

③被保険者証の短期証、未更新、留め置き状況について問います。

(4)軽減特例廃止に伴う県内での影響を問います。

(5)病院窓口での2割負担への引き上げは、後期高齢者にさらなる負担を強いるもので許されません。見解を問います。

2つ目に、長寿・健康増進事業について質問いたします。

(1)長寿健診の周知と受診の状況を問います。

(2)現在の健診内容について問います。

質問は以上ですが、残りの時間は自席にて再質問を行います。よろしく願いいたします。

### ○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

### ○管理課長(富原守友)

前田議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項1.保険料についての(1)次年度の保険料改定についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度では、医療費のうち約5割を公費、約4割を現役世代からの支援金、約1割を被保険者から広く薄く徴収する保険料によってまかなわれる仕組みとなっており、沖縄県の保険料率につきましては、平成20年度の制度開始以来、所得割が8.8%、均等割が4万8,440円に据え置かれている状況でございます。

議員ご質問の令和2年度から令和3年度までの保険料率につきましては、令和元年8月下旬から令和2年1月下旬にかけて作業を行っていく予定となっていることから、まだ見通しをお示しすることができません。

今後、国から示される基礎数値や制度改正の内容及び診療報酬の改定などを参考に推計することになる、今後2年間の医療給付費の見込み額などを踏まえ、被保険者の負担をできるだけ抑えながら、沖縄県の後期高齢者医療制度が健全に運営できるように、保険料率の設定に向け努めてまいります。

次に、質問の要旨(2)県内の後期高齢者の置かれている経済状況につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合で把握している住民税が課税されていない非課税世帯の人数と、課税所得が145万円以上の現役並み所得の人数でお答えいたします。

当広域連合での被保険者数は、平成31年3月末現在で14万6,415人となっております。そのうち住民税非課税世帯の被保険者数は6万9,201人で、全被保険者に占める割合は47.2%と、被保険者の約半数の方が該当しており、過去5年間の状況を見ると人数は毎年増加してはいますが、割合で見た

場合には減少傾向にあります。

一方、課税所得が145万円以上の現役並み所得者数は1万2,886人となっており、全被保険者に占める割合は8.8%で、過去5年間の状況を見ると人数・割合とも増加傾向にあります。

質問の要旨(3)保険料徴収の現状について問うの①から③につきましては、一括してお答えいたします。

まず特別徴収につきましては、特別徴収と普通徴収の両方の対象であった併徴者を含めて12万7,766人で、全体に占める割合は73.2%、普通徴収につきましては、同じく併徴者を含めて4万6,842人、全体に占める割合は26.8%となっております。

次に、短期被保険者証の交付件数は203件で、前年度と比較して18件の減。

期限切れで保険証を更新できない未更新は94件で、前年度と同数となっております。

また、居所不明等で保険証を交付できずにいる留め置きにつきましては37件、前年度と比較して12件の増となっております。

質問の要旨(4)軽減特例廃止に伴う県内での影響につきましてお答えいたします。

後期高齢者の保険料軽減特例につきましては、世代間・世代内の負担の公平を図り負担能力に応じた負担を求める観点から、令和元年度から令和3年度にかけて段階的に見直しが行われているもので、令和元年度につきましては、均等割に係る軽減特例が9割軽減から8割軽減に見直されております。

この見直しにより4万1,980人の方の保険料が、年額4,844円から9,688円となっております。

次に、質問の要旨(5)病院窓口での2割負担への引き上げは、後期高齢者にさらなる負担を強いるもので許されない。見解を問う、についてお答えします。

国は窓口負担のあり方について、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、団塊の世代が後期高齢者入りするまでに早期に改革が具体化されるよう、関係審議会等において検討するとしております。

当広域連合におきましては、被保険者のうち約半数近くが非課税世帯となっていることから、窓

口での負担割合の見直しにつきましては、慎重に検討していただきたいと考えているところでございます。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

前田千尋議員のご質問2. 長寿・健康増進事業について(1)長寿健診の周知と受診の状況を問う、についてお答えします。

長寿健診の周知については、まず、広域連合で受診券と送付用封筒を作成し、各市町村へ配布します。市町村において、市町村で実施している他の医療情報等を追加、同封し、対象の被保険者へ送付しています。

受診券発送とは別に、広域連合ホームページによる長寿健診情報の提供及び市町村によるホームページ掲載、関係団体への長寿健診勧奨ポスターの配布を行っています。

また未受診者に対し、受診勧奨ハガキを送付するなど、長寿健診の周知とともに受診率の向上に努めています。

平成30年度の受診の状況は、対象者数13万5,760人に対し、受診者数が4万3,953人となっており、受診率は32.4%です。前年度と比較して0.5%下がっておりますが、全国平均受診率28.9%に比較しますと、3.5ポイント高い状況にあります。

当広域連合では、今後、訪問指導及び相談など対象者へ健診の必要性を促す取り組みや市町村、県医師会、国保連合会など関係機関と連携を深め、令和5年度に長寿健診受診率38%を目標に取り組んでいるところでございます。

次に、(2)現在の健診内容について問う、についてお答えいたします。

現在、長寿健診の項目は、身体計測や血中脂質検査、肝機能検査などの基本項目7検査と、腎機能検査の追加健診の項目1検査、及び貧血や心電図に今年度から眼底検査を加えまして、医師の判断による追加項目3検査の計11検査が内容となっております。

**○議長(比嘉武宏)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

保険料についてですが、次年度の保険料改定額を検討するスケジュールはこれからだということがわかりました。かかる医療費や国の動向によって、今後決定されることもわかりました。

高齢者は半数が非課税世帯であり、多くの皆さんが経済的にも厳しい実態が改めて明らかになりました。これまで沖縄県は引き上げはしていません。努力をされていることは評価いたしますけれども、今でも大変な保険料をこれ以上引き上げないように、どうぞ次回の議会で検討されることとなりますが、ぜひともそのように図っていただきたい。できるならば下げていただきたいというのでも検討したいわけですがけれども、そのようにこれからもしっかりと議論をしていただきたいと思います。

ここで、保険料の徴収の現状について再質問したいと思うのですが、先ほど特別徴収は年額18万円以上の年金を受け取っている場合は年金から保険額が天引きされる。そして、介護保険と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えた場合には特別徴収にはならないのですが、それ以外の少ない年金の皆さんは普通徴収であり、その普通徴収の皆さんが4万6,000人以上、26.8%いらっしゃることも明らかになりました。

そこで再質問したいのですが、口座から引き落とされる特別徴収と年金額も少なく普通徴収の滞納の実態、その滞納についてお聞きしたいと思います。

**○議長(比嘉武宏)**

富原守友管理課長。

**○管理課長(富原守友)**

前田議員の再質問にお答えいたします。滞納の実態ということでございました。

まず、滞納者数についてお答えいたします。滞納者数は、各年度で重複している方がいらっしゃいますので、延べ人数でお答えいたします。

令和元年6月1日現在、延べ3,705人で、滞納額は1億4,474万8,156円となっております。

**○議長(比嘉武宏)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

3,705人の方が滞納となっている厳しい実態も

わかりました。

年金から引かれる口座引き落としの特別徴収の方でも、年金が入った途端、この保険料が介護保険料も同時に引き落とされ、本当に少ない年金で生活は大変だと、多くの苦しい実態の声が私のところにも寄せられております。

さらに少ない普通徴収の方でも、少ない収入からどうしても保険料が払い切れず、滞納となっている実態が3705名であることも明らかになりました。確認いたしました。

この制度は、やはり後期高齢者医療制度が少ない徴収の方にさらに追い詰めていると思います。先ほど保険証の未更新があること、これらはすべて普通徴収の方々です。保険料を払いたくても払えない、医療を受けたくても受けることができない実態が全国でも明らかとなっております。

そういった実態をつくり出しているのが、この後期高齢者医療制度であることも明らかとなりました。

最初の答弁にありましたけれども、短期証未更新、留め置きの数などがありましたけれども、5月末での資料を提供していただきました。

実は、那覇市でも80人を超す短期証の皆さんがいらっしゃいましたので、那覇市の担当者に聞きましましたところ、7月の新しい数字が出ておりました。その際、589名もの滞納者があることがわかりまして、大きな差があると思うんですけれども、新しい数字がないのか。

また、7月ということで切りかえの時期ということもあると思うんですけれども、その実態について改めて伺いたいと思います。

#### ○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

#### ○管理課長(富原守友)

前田議員の短期被保険者証についての再質問にお答えいたします。

短期被保険者証等の交付状況につきましては、まず最新の7月末現在の資料というものが、全市町村の資料がまだそろってございませんので、被保険者証の有効期間内である平成30年8月1日から令和元年5月末までの比較でお答えいたします。

被保険者証の年次更新時期である平成30年8月

1日現在で、短期被保険者証の件数は551件でありました。令和元年5月末現在では203件、未更新では377件であったものが94件に、留め置きでは41件であったものが37件になっております。

被保険者証切りかえ時期である8月に短期被保険者証等の件数が増える理由として、前年度に現年度保険料が未納者であった者が、新年度に入り滞納者として加わることから、一時的に短期証の交付が増える状況がございます。

しかし、その後の納付相談等により滞納が解消されることで、短期被保険者証から通常の被保険者証に切りかわり、短期被保険者証の対象者が年度末にかけて減少していく状況が年々見られるところでございます。

#### ○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

#### ○前田千尋議員

課長の説明、ありがとうございます。

統計を取っている時期によって違うというのがわかったのですけれども、その更新の時期にたくさん多くなるという実態は、改めて年度末からなかなか保険料を支払うことが厳しいという実態のあらわれではないでしょうか。

そして、交付をするときに一生懸命に払って1年証の保険証を受け取っている。それでも払えない人たちが短期証であること、未更新であることという実態は改めて重たいと思います。

この制度にいて、やはりすべての皆さんが安心して保険証を受け取り、医療が受けられる、命と健康が守られる実態になっているのか。この沖縄の現状は、全国とも一緒ですけれども、この制度においてすべての皆さんが医療を受けられる実態にはなっていないということが、改めてわかったと思います。

私も那覇市選出の議員ですけれども、那覇市は大変多くの短期証がいる実態が本当に明らかになって、心が痛い思いがいたしました。この制度のあり方自体、そしてすべての皆さんの医療がどのように確保されるのか、改めて議会でも議論しながら、連合長にはその声を届けていただきたいと思っております。

さらに、先ほど今年度からは軽減特例廃止に伴

い、既に保険料が2倍になっていることも明らかになりました。

那覇市の後期高齢の担当者にお聞きしましたところ、普通徴収の皆さんには10月のこの特例廃止を見越して、既にその2倍になった保険料徴収の請求書を発送しているということでした。着実にこの特例廃止が進んでいるわけです。

保険料を支払えばどんなに楽かというのが、多くの皆さんの高齢者の声です。しかし、大変苦しい実態があります。被保険者の皆さんの半数が非課税世帯であることから、また、年々年金の受け取る金額も少ないという実態があります。

連合長にここでお伺いしたいと思います。

こういった実態、保険料を引き上げない、そして特例軽減を廃止しないでいただきたい。そして2割引き上げは絶対許されない。そうした声も引き続き、全国の協議会で声を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○議長(比嘉武宏)

島袋俊夫連合長。

#### ○連合長(島袋俊夫)

先ほども管理課長からご答弁いただきましたが、私どもは運用団体でございます。国の制度でございますので、後期高齢者の医療制度におきましては先ほどの答弁にありましており、医療給付費のうちの約5割を公費、約4割を現役世代からの支援金、そして約1割を被保険者からということでの広く薄く徴収する保険料によって支払われる仕組みということが、まずございます。

そういう意味で、前田議員からもこれまでも再三継続の要望がございましたが、私どもも九州連合長会議、全国でもそのことを国に申し上げてきたところではありますが、まず軽減特例の継続につきましてこれまで要請の思いが叶わず、世代間の公平性と制度の持続性の確保が一番重要であるということの国の観点から、軽減特例の見直しが段階的に令和3年度まで続くということになっていることについては、大変気持ちの痛いところでありましてけれども、後期高齢者の窓口負担のあり方についても、団塊の世代が後期高齢者入りする2025年問題までには何とか検討してまいりたいということで、国の考え方もあるようでございます。

後期高齢者医療制度が平成20年度の制度開始から12年目を迎えて、概ね制度としては定着したものと思っておりますが、沖縄県におきましても、これまで保険料率を据え置きながら、健全な制度運営に努めているところでありますけれども、2025年(令和7年)には、団塊世代がすべて75歳以上となる超高齢社会を迎えます。医療費が引き続き増加していくものと見込まれておりますけれども、今後の制度運営につきましては、ますます厳しくなっていくものと予測しているところでございます。

これまでも国に対しましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通しましてさまざまな要請を行ってきたところでありますけれども、引き続き低所得高齢者の負担のあり方、そしてまた、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となりますように、国に求めてまいりたいと、このように思っているところであります。

これからも引き続き、またご支援のほどお願い申し上げます。

#### ○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

#### ○前田千尋議員

連合長、引き続き一緒に頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

高すぎる保険料は本当に多くの皆さんが苦しんでいらっしゃいます。現役世代に負担を重くするとかではなくて、社会保障の全額を、金額を増やしていく。そうした大きな観点がやはりどうしても必要だと思います。引き続きこの点に関しては、多くの皆さんと議論をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

長寿健診について質問いたします。

ぜひとも健診率の向上に力を尽してください。特定健診の聴力検査、那覇市では聴力検査を追加することの議論が始まりました。そして、補聴器の購入の補助も提案をしております。

そうした観点から、現在の健診内容に聴力検査をぜひとも追加していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

#### ○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

前田議員の再質問にお答えいたします。

長寿健診は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施されており、審査項目につきましては、厚生労働省の特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準により定められています。

同基準において、議員が要望する聴力検査は残念ながら含まれておりませんが、今後、聴力低下に伴う認知症の進行等も考えられることから、聴力検査の必要性について、全国の後期高齢者医療広域連合による長寿健診での実施状況や九州を初め、全国後期高齢者医療広域連合協議会等での協議の動向を注視したいと考えています。

**○議長(比嘉武宏)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

加齢性難聴は、私たち40代から始まるそうです。75歳以上では約半数の皆さんが聞こえ、難聴に悩んでいると言われていています。難聴、聞こえを改善することによって、そして補聴器を早期につけることによって認知症予防にも最大の効果があると、日本耳鼻咽喉科学会の皆さんも示しております。

ぜひ今後、健診内容に聴力検査の内容が入っていきますように、議論をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長(比嘉武宏)**

休憩いたします。

(午後0時22分 休憩)

(午後0時22分 再開)

**○議長(比嘉武宏)**

再開いたします。

続きまして、日程第13、これより討論・採決を行います。

**○議長(比嘉武宏)**

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結しま

す。

**○議長(比嘉武宏)**

これより同意議案第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、認定第1号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

これより認定第1号について、採決いたします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、認定第2号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「議長」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

瀬長恒雄議員、登壇をお願いします。

休憩いたします。

(午後0時25分 休憩)

(午後0時25分 再開)

**○議長(比嘉武宏)**

再開いたします。

**○瀬長恒雄議員**

本案には反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度では、所得が基礎控除を超えない加入者にも保険料を課税していて、最低生活費を侵害する制度になっており、憲法に違反する可能性がある制度になっております。このことにより3,705人、1億4,474万8,156円の滞納額が出ております。

このように、支払いきれない保険料の課税により多くの滞納者を出す制度は問題があり、抜本的な制度の改善、廃止を求める立場から、本議案には反対をいたします。以上です。

**○議長(比嘉武宏)**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

休憩いたします。

(午後0時26分 休憩)

(午後0時27分 再開)

**○議長(比嘉武宏)**

再開いたします。

原案に反対者の発言を許します。

前田千尋議員。

休憩いたします。

(午後0時27分 休憩)

(午後0時27分 再開)

**○議長(比嘉武宏)**

再開いたします。

**○前田千尋議員**

前田千尋です。

ただいま議題に上がっております認定2号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

75歳以上の後期高齢者医療制度の窓口負担の1割から2割への引き上げの検討など、政府はさらにこの制度を高齢者の負担を伴い、痛みを強いる中身が盛り込まれている内容が明らかになっています。

この制度の窓口負担増は、財務省が繰り返し求めてきたものです。国民の反対で、当初12年前から実施ができなかった。それによって軽減特例が設置されましたが、今年度からこの軽減特例さえも3年間をかけてなくす。このようなことが行われているのがこの制度です。

頼りの年金も目減りするなど、高齢者の生活苦が続くことで新たな負担増を強いる、格差と貧困に拍車をかけるようなこの制度では、高齢者の皆さんが安心して命と健康を守るという医療制度ではありません。

財務省の社会保障費カットの具体的案は、4月に財政制度等審議会の分科会に示されています。75歳以上の人は医療費が多くかかることなどを強調し、まずはできる限り速やかに75歳以上の後期高齢者の自己負担について、原則2割負担にすべきだと記しています。

その際、新たに75歳になった人から負担を増やすだけでなく、既に後期高齢になっている人についても数年かけて、改めて段階的に2割負担に引き上げると迫っています。こうした制度をますます追い込むようなやり方は、絶対に許されません。

私はここで反対の意を述べるのは、先ほど連合長は運営団体だとおっしゃいました。運営団体であり、そして各市町村の代表でもあります。窓口で高齢者の皆さんが保険料の支払いをするのが本当に大変だという思いを知っているのが、私たち議員ではないでしょうか。この制度に反対する場はこの場しかありません。ですので、この場で反対の答弁をしております。

負担に苦しむ高齢者がこれ以上広がらないようにするのが、私たち連合議員の役割だと思います。

今、職員の皆さんはその制度の中でも多くの事業をされている、成果を上げているということは大変評価をしておりますが、この制度が悪制度であること、元の制度に戻し、多くの皆さんが安心して医療と健康が守られる制度保障にするべきだという観点から、反対をいたします。以上です。

**○議長(比嘉武宏)**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

**○議長(比嘉武宏)**

これより認定第2号について、採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)



**○議長(比嘉武宏)**

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

**○議長(比嘉武宏)**

議案第7号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**○議長(比嘉武宏)**

議案第8号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

瀬長恒雄議員。

**○瀬長恒雄議員**

本案に反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度の加入者は、ほとんどの方が年金生活者です。日本の年金はマクロ経済スライド制によって毎年年金が減らされ、夫婦2人で65歳から30年で生活費が2,000万円不足するという金融庁の報告があります。

多くの方が年金だけでは生活できません。その上、消費税の増税で物価は上がり、生活はどんどん苦しくなります。

このようなときに後期高齢者医療制度も軽減特例が廃止され、軽減税率が引き下げられる。加入者の窓口負担も増える方向で検討がされています。

高齢者の生活と暮らしを圧迫するような後期高齢者医療制度の令和元年度特別会計補正予算には反対いたします。以上です。

**○議長(比嘉武宏)**

ほかに討論はありませんか。

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

ただいま議案となっております議案第8号、特別会計補正予算について反対討論いたします。

先ほども特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場をとっておりますが、補正予算においても反対をいたします。

この制度では、先ほども言いましたが、特別徴収、普通徴収の皆さんがおり、その中から短期証未更新が生まれていること、この制度自体、多くの皆さんの医療を受ける権利を奪っている制度であることは明らかとなっております。

そのことから反対をいたします。以上です。

**○議長(比嘉武宏)**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

**○議長(比嘉武宏)**

これより議案第8号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

**○議長(比嘉武宏)**

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について、を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

**○議長(比嘉武宏)**

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

**○議長(比嘉武宏)**

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

**○議長(比嘉武宏)**

これで、令和元年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時37分 閉会)